

世羅町建設工事総合評価方式試行要領

平成 19 年 8 月 1 日

訓 令 第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、世羅町が発注する建設工事(以下「建設工事」という。)に係る総合評価方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令における「総合評価方式」とは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 10 の 2 (第 167 条の 13 により準用される場合を含む。)の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 この訓令は、次のいずれかの建設工事に係る入札を対象とする。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事(簡易 型)
- (2) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画を求めないで、同種・類似工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事(簡易 型)
- (3) 技術的な工夫の余地が大きく技術的な課題も大きいと認められる工事において、安全対策、交通や環境への影響及び工期の短縮等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事(標準型)
- (4) 技術的な工夫の余地が大きく認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事(高度技術提案型)

(入札手続)

第 4 条 総合評価方式により入札を行おうとするときは、この訓令によるものとし、この訓令に規定がないときは、世羅町建設工事一般競争入札(事後審査型)事務処理要綱(平成 20 年世羅町訓令第 42 号)に定めるところによるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 町長は、総合評価方式を実施するに当たり、あらかじめ次の事項について2人以上の学識経験者を有する者の意見を聴かななければならない。

(1) 令第167条の10の2第4項(第167条の13により準用される場合を含む。)

の規定により、落札者決定基準を定めようとする場合

(2) 令第167条の10の2第5項(第167条の13により準用される場合を含む。)

の規定により、前号の規定による意見徴収において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられ、当該落札者を決定しようとする場合

(入札公告等)

第6条 町長は、総合評価方式で建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合は、令に定めるもののほか、次の事項について公告又は通知する。

(1) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限等

(2) その他必要と認める事項

(入札時に必要な資料)

第7条 町長は、入札時には、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術資料等を提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

2 入札参加希望者は、指定された日まで指定された方法で技術資料を提出するものとする。

3 必要な技術資料等を提出しない入札者による入札、当該技術資料等に必要事項が記載されていない入札又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている入札者による入札は、無効とする。

4 資料の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準)

第8条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 前条の評価基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合評価方式の形式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は 10～80 点の範囲内で定めるものとする。

(評価の方法)

第 10 条 価格及び価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、加算点に標準点（基礎点）の 100 点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

技術評価点 = 標準点（基礎点） + 加算点

評価値 = （技術評価点 / 入札価格）

(落札者の決定方法)

第 11 条 町長は、落札者を決定しようとするときは、世羅町建設工事等指名業者選定委員会に諮り、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低価格調査において契約の相手方として不適当とされないこと。

2 評価値の最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者がくじ引に参加できないときは、入札事務に関係ない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第 12 条 入札担当職員は、入札終了後すみやかに技術資料等の評価の結果、落札者決定基準、入札者の入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申立等)

第 12 条 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、落札者として選定されなかった理由の説明を入札担当職員が落札者の公表を行った日から起算して 10 日(世

羅町の休日を定める条例（平成 16 年条例第 3 号）第 1 条に規定する町の休日を除く。）以内に入札担当職員に申立てることができるものとする。

（その他）

第 14 条 この訓令に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 15 日訓令第 17 号）

この訓令は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。